

# 平成25年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針（案）

義務教育課

教育職員等の人事異動については、学校教育の充実発展を図るため、全県的な教育水準の向上を期し、各校の教育を清新ではつらつとしたものとするよう推進する。その際、異動は教職員の資質向上のために必要な研修の機会としてとらえ、地域の実情を勘案して、校長、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）及び県教育委員会の三者（以下、「三者」という。）の協力によって、将来的な展望を踏まえ計画的に行う。

なお、山間地における教育強化のための教育職員等人事対策については別記による。

## 1 教職員の異動について

### （1）校長・副校長・教頭の異動及び任用について

- ① 市町村の実情を勘案し、全県的立場に立って適材を適所に配置する。
- ② 市街地・平坦地・山間地相互間、郡市相互間及び学校種別間の異動に努める。
- ③ 学校規模や在任期間にとらわれることなく行う。
- ④ 原則として当該市町村内に居住し、地域の教育に打ち込めるよう配慮する。
- ⑤ 新たな校長・副校長・教頭の任用は、県教育委員会が行う。配置にあたっては、市町村教育委員会の内申を得た、校長・副校長・教頭としての適性を有する者の中から、全県的立場に立って行う。

その際、山間地・遠隔地及び特別支援学校等における幅広い教育経験を考慮する。

### （2）一般教育職員の異動について

- ① 学校種や学校規模の異なる教育経験を積むような異動に努め、適材を適所に配置する。
- ② 広範囲の異動に努め、在職期間中に東信・北信・中信・南信ブロックのうち少なくとも3ブロックを経験するものとする。

- ③ 市街地・平坦地・山間地相互間の異動を積極的に推進する。  
そのために、同一ブロック内連続市街地3校となる異動は避けるとともに、同一市町村内の4校連続異動は行わない。また、在職期間中必ず山間地校に勤務するものとする。
- ④ 中学校における免許外教科担当教員の数を少なくするよう、三者の協力によってその実現を図る。
- ⑤ 一校における在任期間は、原則として8年を限度とする。ただし、学校・地域の実情等を総合的に勘案し、適正に対応する。
- ⑥ 特別支援学校への異動に際しては、特別支援学校教諭免許状（又は盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状）を有していることが望ましい。
- ⑦ 小中学校へ配置された新規採用者の二期目の異動に際しては、本拠地とするブロック以外への異動を原則とする。
- ⑧ 特別支援学校へ平成20年度以降配置された新規採用者の二期目の異動に際しては、特別支援学校への異動とする。  
ただし、三期目の異動に際しては、異校種経験を重視する立場から小中学校への異動を原則とする。
- ⑨ 栄養教諭の異動については、当面、学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

(3) 事務職員・学校栄養職員の異動について  
学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

## 2 中学校・高等学校間の人事交流について

中学校（特別支援学校を含む。）・高等学校間の人事交流については、「県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

## 3 新規採用について

教育職員については、県教育委員会の行う採用選考を経た者の中から、また、事務職員・学校栄養職員については、県人事委員会の行う採用試験による採用候補者名簿記載者の中から、それぞれ学校の希望条件に適合する者を推薦し、当該市町村教育委員会の内申をまって採用する。

(別 記) (案)

## 山間地における教育強化のための教育職員等人事対策について

山間地（へき地を含む）における教育強化のための教育職員等の人事については、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会の三者が緊密に協力し、全県的立場に立って、これが実質的に強化されるよう、次により行う。

1 教育職員等は、その在職期間中、必ず山間地の経験を積むものとする。

- 特に山間地の中堅教員確保について、校長は、市町村及び県の教育委員会と緊密な連絡のもとに努力し、市街地・平坦地の勤務者が進んで山間地へ赴くよう指導する。その際、必要に応じて県教育委員会は積極的な指導助言を行うものとする。
- 市街地・平坦地へ配置された新規採用者の異動に際しては、山間地への異動を原則とする。

2 上記により難い場合は、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会が協議して決定する。